申15号

「営業列車乗務員室体験乗車の体験プログラム内容の見直しを求める」 申し入れ(要旨)

|1.乗務員室内への立ち入りについて会社の認識を明らかにすること。

回答:事前に必要な指導を行うとともに体制をとること等により、乗務員室内への立ち入りは可能である と考えている。

- 組合)乗務員室内への立ち入りについてどのような認識なのか?
- 会社)必要な手続きを済ませ許可があれば立ち入れる。
- 組合)これまで関係者を装って一般公衆が乗務員室内に立ち入り、通達により再周知が行われた。どのような リスクを想定して行ったのか?
- 会社)昨年、八高線で一般公衆が関係者を装って立ち入ったが今後、部外の人が入ってこないようにするため に再周知をした。
- 組合)鉄道営業法第33条や運転取扱実施基準第4条に抵触してくる事象ではないのか?
- 会社)法や規定に抵触するような事は会社として行わない。
 - 通達に基づいて規定に則りそれに従って取り扱っている。今回の中学生の体験乗車は必要な教育を受け、 会社が必要と認めた部外の方であり、地域との連携を踏まえ業務上必要と支社として判断したので許 可した。
- 2. 営業列車における乗務員室内体験乗車についての考えおよび、立ち入りを許可した根拠を明らかにす ること。
- 回答:地域と連携した取組みを実施しているものであり、必要な手続きを行ったうえで安全を確保し実施 しているところである。
- 組合)職業体験そのものを否定するつもりはないが、地域から営業列車の乗務員室内を体験したいと要望が あって実施したのか?営業列車の乗務員室体験乗車にこだわる理由は?
- 会社)地域連携の職業体験はコロナ以前から長く実施しているもの。営業列車の乗務員室乗せて欲しいという 要望があったというのは聞いていない。営業列車の乗務員室体験乗車にこだわっているものでもなく、 地域の機関団体の希望に応える判断をした結果のこと。
- 組合)もし、そこで危険と判断したときに、乗務員室内の権限というのは、その時の本務担当の乗務員でいい のか?
- 会社)本務乗務員とその企画を取り仕切る引率者の 2 重構造となっている。
- 3. 営業列車における乗務員室体験乗車について見直すと共に、今後も同種内容の取り組みを行わないこと。

回答:引き続き、安全を確保したうえで実施していく考えである。

- 組合)今回、関係線区の乗務員区所に情報共有がされていなかったこと、当該職場内でも企画の周知がされていなかっ た。企画を取り仕切るグループ内でも情報共有がされていなかったと現場では聞いている。
- 会社)関係線区の乗務員区所に伝えていなかったというのは今後しっかり指導していく。当該職場内での情報共有とい うのは事実を調べて対策していく。
- 組合)引率者の役割について、引率者は管理者でなくてよいのか?
- 会社)そういった決まりはない。
- 組合)安全が確実に担保されずリスクがある以上、立ち止まってプログラムを見直すという考えだ。会社の認識は?
- 会社)リスクというのは多少なりともある。安全対策を講じて実施していく考えである。



